

第 1 問 答案用紙 <1> (監 査 論)

問題 1

監査人に公正不偏の態度を保持することが求められるのは、公正な監査意見を表明し、監査の公正性を確保することによって、財務諸表の監査における証明水準を一定以上に維持・確保し、財務諸表の監査の社会的信頼性を確保するためである。

問題 2 ※別解あり

① 監査事務所は、独立性の保持を品質目標として設定しなければならない。当該品質目標には、監査事務所及びその専門要員並びに当該監査事務所が所属するネットワーク等による独立性の保持に関する目標を含めなければならない。

② 監査事務所は、独立性の保持に対する脅威を識別して評価し、それに対処するための方針又は手続を定めなければならない。

③ 監査事務所は、独立性を侵害する事項を発見し、対処するための方針又は手続を定めなければならない。

④ 監査事務所は、専門要員の独立性が適切に保持されていることを確かめなければならない。

第1問 答案用紙 <2>
(監 査 論)

問題 3 ※別解あり

場所又は区分： 表題

内容： 独立監査人の報告書であることを明瞭に示す表題を付す。

理由： 監査人が独立性についての規定の全てを満たしていることを表明し、それにより、独立監査人の監査報告書を独立監査人以外の者が発行する報告書と区別するためである。

場所又は区分： 監査意見の根拠の区分

内容： 監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている旨を記載する。

理由： 我が国における職業倫理に関する規定を遵守していることを明示することにより、監査の透明性を向上させるためである。

場所又は区分： その他の事項区分

内容： 公認会計士法の規定により要求される利害関係の有無、及び利害関係を有するときはその内容について記載する。

理由： 公認会計士法の規定により記載すべき利害関係がないことを監査報告者利用者に示すためである。

問題 4 ※別解あり

期待される効果① 同一の公認会計士及び監査法人の社員が同一の会社の監査に長期間関与することから生ずる当該監査人の外観的独立性に対する疑念を払拭することにより、監査証明の客観性を確保することである。

期待される効果② 監査人が交代しなければ、過去踏襲型の監査が実施され監査手法等が固定化される可能性があるが、交代を機に、新たな監査人の視点が導入され、従来見落としていたリスクや不正を発見する可能性が高まり、質の高い監査の実施が期待できる。

監査実務上の弊害：ローテーション制度の監査実施上の弊害は、監査人の交代により、監査人の知識及び経験の蓄積が中断され、前任監査人に蓄積された知識や経験が監査に生かされなくなり、監査人の交代前よりも監査の質が低下するおそれがある点が挙げられる。後任の監査人が前任監査人と同様の知識や経験を得るには一定の時間を要するため、後任の監査人は、前任監査人よりも少ない知識や経験により監査を実施することになるためである。

監査論-第1問

問題2 の別解（解答例②③と入れ替え）

- ・ 独立性の保持に関する品質目標について，監査事務所及び当該監査事務所が所属するネットワークに属する他の事務所が提供する非監査業務が独立性に与える影響を考慮しなければならない。
- ・ 監査事務所は，独立性の保持に対する脅威を識別して評価し，それに対処するための方針又は手続を定め，また，独立性を侵害する事項を発見し，対処するための方針又は手続を定めなければならない。

問題3 の別解

場所又は区分：財務諸表監査における監査人の責任の区分

内容：監査人の責任は，全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て，独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある旨を記載する。

理由：監査報告書において，財務諸表の作成に関する経営者の責任と監査人の責任を区別するとともに，独立した立場から意見を表明することを監査報告書利用者に示すためである。

問題4 の別解

期待される効果 財務諸表に係る監査証明業務について同一の監査責任者又は業務執行社員等が長期にわたって関与することから生じる，監査人の独立性に対する馴れ合いや自己利益という阻害要因を許容可能な水準にまで軽減することができる。

第2問 答案用紙 <1>
(監 査 論)

問題 1

- | |
|---|
| ① P社とA社は、人件費計算業務に関してシェアード・サービス・センターを利用している。 |
| ② B社において、昨年度販売プロセスの内部統制に重要な不備が発見された。 |
| ③ C社を今年度上期において新たに買収している。 |
| ④ 総資産、売上高について、P社は全体の40%以上、A社は30%程度を占めている。 |

問題 2

- | |
|---|
| ① グループ財務諸表全体としての重要性の基準値を決定する。 |
| ② グループ監査責任者は、グループ財務諸表全体としての重要性の基準値より低い金額として、グループ・レベルの手続実施上の重要性を決定する。 |
| ③ 合算リスクを適切な低い水準に抑えるために、グループ・レベルの手続実施上の重要性より低い金額として、構成単位の手続実施上の重要性を決定する。 |

問題 3

- | |
|--|
| ① 監査人Zが海外の監査人であることから、グループ監査人への監査調書の共有を含む、グループ監査人とのコミュニケーションに関して制約が課されていないかについて考慮する。 |
| ② 監査人Zが海外の監査人であることから、異なる国又は地域の構成単位に関する監査証拠が異なる言語で記載されているかどうか、及びグループ監査人が利用するために翻訳が必要かどうかについて考慮する。 |

第2問 答案用紙 <2>
(監 査 論)

問題 4

問 1

まず、監査人 α は、グループ財務諸表にとって明らかに僅少な金額を決定する。次に、グループ財務諸表にとって明らかに僅少と考えられる金額以下となるように、監査人 α が監査人Xとコミュニケーションを行う金額の基準値を決定する。コミュニケーションを行う金額の基準値は、これを下回る金額を集計してもグループ財務諸表に重要な影響を与えないことが明らかであると監査人 α が想定しているため、虚偽表示を集計する必要がない金額となるように決定される。

問 2

監査人は、修正済みの虚偽表示について、広範囲に影響を及ぼす内部統制の不備が存在するかもしれないと考える場合がある。また、手続実施上の重要性を超えた修正済みの虚偽表示は、未発見の虚偽表示リスクがより高いことを示唆している場合があり、この結果、グループ監査人は、特定の構成単位において追加的な監査手続の実施が必要であるという結論に至る場合がある。よって、監査人 α とのコミュニケーションが要請されるのである。

問題 5

問 1

構成単位の監査人を利用したとしても、実施した監査、表明した監査意見に対するグループ監査責任者の責任が軽減されることはなく、実施した監査に対して全責任を負うことになる。それにもかかわらず言及すると、監査人と他の監査人の間で責任が分担されているかのような誤解を利害関係者に与えることになる。よって、そのような誤解を回避するため、構成単位の監査人の利用に関して言及してはならないのである。

問 2

監査人 α は、グループ財務諸表に対する監査報告書において監査人Yの利用について言及することができる。

P社のグループ財務諸表に対して限定付適正意見を表明するのは、B社の経営者の管理の及ばない状況により、監査人Yが要請された作業を完了できず、B社の財務情報に対して十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったためであり、監査人 α が責任を負えないことが原因である。よって、そのことを説明するために、監査報告書において監査人Yを利用したことについて言及するのである。